

大きな管をいけなければ米処理の排水が出来かねるので
はないかと言う点に於て熊川地区から強い要望があつた
のでこの点については理事者も積極的に進んでいきますので
委員会として決議いたした訳です。 血教く御審議
御願ひします。

一議長(高橋秀市) 本件については原案通り決するに異議ありませんか、
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(高橋秀市) 御異議なしと認め四十五号議案は原案通り決定
いたします。

一議長(高橋秀市) 議案第四十六号補助道改修工事についてを上程いたします。
一事務局長(上野重勝) 朗 読

一助役(川窪金吉) 補助道の改修工事ですが補助道三号線及び五号線
の舗装工事でこれら都になんとか補助してほしいと運動し

て来たのですが都としては予算に計上されたのでここに御
決定をお願いした訳で補助道三号線においては熊川四四五
から拝島坂の下から三王橋の五鉄の所までの地域でこれに
対しての舗装で幅五米の舗装です。金額は百九十一万
二千円の差額でそれの十分の三が都の補助額になります。
五十七万三千六百円が都の補助額で百三十三万八千四百円が町
負担になる訳です。

補助道五号線においては青梅線の線路川崎の下に行つて
る線路ですが五号線の舗装されてる先から福生の川崎境
まででこの間において延長八百五十米程ありそれを五米の
幅の舗装でこの差定額並びに都の補助額の負担額は
は何れも三号線と同額であります。

以上のような内容で設計を急いでいる訳ですが八月の中
旬ないし九月の初めに設計が終了しますからこの時に入れを

行いたいと思つています

（一）議長（高橋孝也） 建設委員長の報告を願います

（二）議長（山下幸三） 議案第四十六号についておたが今説明のあつた通り委員

員会としては同月九日の日に事業決定に基く本問題を十分審議したが特に本件の一に対しては熊川地区から陳情請願が出され、御要望も深い訳で五号線については当然しなくてはならぬと云う事で建設委員会も全員一致で決つて決定し審議願つた訳で宜敷く御審議願ひます

（三）九番（渡辺三郎） 三号線の舗装問題とは別になりますがこの際町当局にお願ひ申し上げます、三号線は五日市線の停留所によつて現在中断された現況であり昨年三号線の舗装について請願を申し請願書には不備な点もあつたが五日市線の踏切りより貫井商店迄の舗装と云う事で請願した訳ですが不幸にしてあの間は補助道でないので補助道に編入す

るようお願ひしてあつた訳ですがその後の経過がどうなつてゐるか補助道の編入のことについてお答へをお願いいたします

（四）町長（瀬川金吉） 五号線の踏切が廃止され三号線が一部変更して今の五号線の補助道に切り替へる訳で一応本年度の事業として五号線の踏切の所まで舗装する訳で後補助道の切替への承認を都の方からいただく山王橋をかりかえなければ現況では道路に合わない訳でそう云う面を考へて一日も早く実現したいと思つています

（五）助役（川達金吉） 今町長の話の通りですが尚補足してみたいと思ひます、この件に対しては当時から補助道にしてほしいと都の方に運動してゐる訳ですが近々の内に行つてみよ

うと云う段階になつていきます、（六）町長（瀬川金吉） これが延長なる場合山王橋から貫井商店迄は三号線と云う形になるのか、そうすると前の事業年度の裏の道

路の補助道は廃止する考之かどうか

一町長(頼吉清蔵) 三号線と四号線につながる面ですが旧来の道路は踏切りが廢止されるので銀座通りの延長の面は拡巾して補助道四号線として都市計画路につながる事で言う処置をとりたいと思います

一議長(高橋彦造) 本件については東京通リに決するに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(高橋彦造) 御異議なしと認め議案第四十六号は東京通リ米定いたします

一議長(高橋彦造) 議案第四十七号町営住宅建設についてを上程いたします

一事務局長(上野重勝) 朗読

一助役(川窪金吉) 町営住宅建設の事業決定ですが三年計画をえつ

て本年一応三年目として終る訳ですが現在考えてゐる事は昨年建った三戸の場所の後三戸位建つ場所を昨年買つてあるので後今年度十戸建てゐるのであります

又構造ですが平均十坪五合を三戸建てゐる訳ですがこれは従来と同じ木造平屋建てで建てたいと思つてゐます

これについては国庫補助金並に都の補助と言う方法になつてゐるがこれは一戸当り三十三万六千円と言うのが地所等を入れて都並に監督官庁の基準になつてゐますがこれに対する補助ですが用地としては一戸当り八百六十坪当りとみて又用地の差定は高くみてゐますがこれは土地と言うものは永久的なものであるのでそうたくさん地の価は見積れないと言う事でそう言う基準からして一戸当り三十三万六千円を基準にして総額六百九十五万四千円となる訳です

その二分の一補助になると三百四十七万六千円が国庫補助になり

一〇三割除

一〇三割除

その四分の一が都の補助になります、それが百七十三万八千五百円となる訳で後は起債と町負担になる訳ですが昨年の例をみると二十戸に対して百五十万円程の起債をゆるしてゐる訳でそうした場合からみてかりに百五十万とみて町負担が二十四万円と言う事と新しく買う用地が四百円から五百坪なりければたりないので、そう言う面を入れるとそうなり大きな町負担になり、百五十万円になるのではないかと思ひます。

概算にしてこれに二十戸建設出来れば新しく用地をもつていくよりはたやすく行くのではないかと、言う事で少しこれに対しては行きすぎの感があるかすでに用地を交渉する段階になつてゐる訳でその点えふくめ御審議願ひます。

一議長(高橋君) 本件は先に建設委員長で審議されてゐますので、委員長の報告を願ひます。

一犬養山下幸三 議案四十七号について九月九日の建設委員会で審議して

いますので、特にまだ今説明のあつたように本年度昨年度共に土地買収に当り余裕のある坪数を購入して、ただいまいますので本年度はそうした面はだん／＼半程度求めれば二十戸の建設が出来ると、言う見地に立つて、特に現況における福生町の発展から行つて、その点ありましたが土地購入の点については御了解願つて早期に建設したいという見地に立つて、委員会は尚場一致決議されてゐますので、何分御審議願ひします。

一三着(田村君)

町長にしろ村長にしろ市道にしろ公道住宅の建設と言う事については現段階の住民難からこれらの計画が計画通り円滑にされてゐると、言う事は結構ですが、ただ今助役から説明があつたような三年計画の最終的な二十戸の計画と言う事であつて、一応物事の句切をつけるときには反省等々

かえりまして検討する余地がありますので町営住宅
について若干質問します

当初公営住宅にについては当然これらが建設されてある
年度においては現在住んでる方々に地上物の建物は排
下げておくと言う事が最初の出発であつたと思うし
又町財政又市財政が作つた時には良いが年数をたつた建物に
は相当な財源と又これらに対する配慮をしなければならぬ
と言う実情です。そのような問題は町長又議長共、討議
されてゐると思ふし地元だけで解決出来ないものでそれら
の官庁に対して陳情が出されてゐると思ふがこれらの実
にづいて現段階に於てわかるだけをお答え願ひます。

一町長(瀬清蔵) 住居難の折柄こうした事業は続けていくべきだと思
思ひますが今ご指摘の問題ですが一応常識的に考えて
ええとなつた建物は修理面に違われてゐる現況です。

こゝろ言う見地から考えても関係官庁に松下げと云う方法
を考えなければならぬと同時に財政面から考えても逐
次松下げ後新築して行くと言う事は望ましいと思ひます。
が色々今後研究し又官庁に対してええたえてやつて見たいと
思つてゐます。

一町長(大久保郎) 議案第四号においては異議ありませんが先程建設委員
長から早期にやつていきたいと申されましたがだん／＼今迄
の工事をみると十月から一月になりて工事を行うと云うことで
あるがなるべく年末までに工事完了し今からさう言う方
式をえつて年度内の中に使用出来ると言う事を御要望い
たします。

一町長(山下幸三) 今言われた通りであつて本件については本年度は選挙
等えあつたし議会の開催もおくれた関係もあるが土地の購入
え十戸分え出来ており後の十戸分え理事者側えこの向

題と取組んで早期解決を計ると言う事が出来ていき
すので後は補助金の決定額が交付と言う事になればた
今
の発達の通り年内の完成出来ると言う事になるのでな
に
と
で御指導を賜りたいと思ひます。

一町長(瀬清蔵) この建設の件について理事者よりお聞きしたいと思ひます。
この住宅の集込に児童の遊び場をえうける意気があるか 都
の場合には中心部に何坪かの空地をえうていますか町
の場合には私の見た所ではそうした所がない、道路で
児童が遊んで
いる現状ですが住んでる人の希望として児童の遊び場
を何坪でん心配していただくと言うよう望みあります
のでそう言う件を解答願ひます。

一町長(瀬清蔵) 勿論こう言う施設が出来ると言うのは常識的に
考へられるが幼児が遊ぶ場所は二の中ではないかと思ひ
ますが
都と違ひ町は限られた予算であるのでかなり施設

面ではよいと思ひます。

又早期に建設と言う面ですが今迄色々聞かされて来た面を
考へると補助金等が決定するのがどうして七、八日以後に
なつていてそれをまつて大いそぎでするのやどうして年末
になつてしまふと言うのか通常あつた様に本年度は三
ヶ
年計画の最終年度として当初予算までとれたので勿論
年内の内に完成する予定でいる訳です。

以上を参考までに申し上げます。

一町長(瀬清蔵) 二のようなく町長としては公営施設が完備され
て
いるから必要ないと言う気持が、その点をばつきりお願
ひ
します。

一町長(瀬清蔵) 必要ないと言うのではなく限られた予算であるので
仲々町の負担として非常にことであると言う見地からで、やれ
るものなら結構であると思ひます。

一議長(高橋孝市) 本件は原案通り決するに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(高橋孝市) 異議なしと認め四十七号議案は原案通り決定いたします)

一議長(高橋孝市) 議案第四十八号福生町消防団条例の一部改正に付してを上程いたします)

一事務局長(上野重勝) 朗 読

一助役(山澤金三) 福生町消防団条例は昭和三十五年九月三十日に制定されてゐるがその後東京都市町村消防団に災害保障組合と云うのがあり昭和三十五年五月に施行されて来ましたが、したがって東京都市町村の消防団災害保障による方が福生町条例で決めてあるより、よりよくなつてゐるので、ここに条例の削除等をいたしてこの方を適用したいと、どう意味で提案

したが用は条例の整理で、この十三条によるとこれは出勤手当、訓練手当、警戒手当等は従来昭和三十五年に決つていたが本年度予算に計上してある通り、それが當時のものより上まわつて、現状にそくした手当を計上してゐる関係上、こうした改正をいたした訳で、十三条と十四条については要員が死亡と云う関係で、これは東京都の市町村消防団災害保障により、よりよく適用されてゐるので、その方を適用し、十三条十四条は削除した訳です。これに付しては、総務委員会で先ごろ了承を得てゐますので、御要望があれば尚結構と思ひ、いさう云う御審議願ひます。

一議長(高橋孝市) 本件については総務委員会に御審議願つてゐますので、委員長の報告をお願いします。

一十八番(渡井明) 六月六日に総務委員会を開き、本件について、厳重に審議した訳ですが、ただ今の説明の通りでありますので、条例の

削除について宜敷く御審議願ひたいと思ひます)

一議長(高橋彦市) 本件については原案通り決するに御異議ありませんか
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(高橋彦市) 異議なしと認め本件は原案通り決定いたします)

一議長(高橋彦市) 諸願が八号を上程いたします)

一事務局長(上野重勝) 朗 読

一議長(高橋彦市) 本件については紹介議員の中西議員より説明をお願ひします)

一五番(中西虎蔵) このたび福生町に武陽ガス株式会社が創立、ここに諸願となつた款でこの中の諸願趣旨その他色々考えておりまして、たしかに日常生活になくはならぬがその会社が出来た事にたいし我々本堂に喜ぶに値し申し上げるわけでありまして、しかしながら考へますに、この諸願の中にあります固定資

税の免除、町道と用料の免除、住民税の免除、町で惣当額を補助金として免除してくれという款ですが色々諸願を持つて来た方々と話をしたんだが、おそろしくこれは福生町初まつて以来の諸願ではないかと思ひます。が日時に又こう言う問題が出てくるのではないかと、言う事も考慮されて、本堂に福生町にガスが引けて、本堂に文化生活が出来ると言う事は喜ばしいが、それを速進するに於てはここに出ている四項目については議員又理事者に於ても研究され、今後憂のないようにやつて行きたいと思ひます)

この問題について私達もまだ十分でなく、今迄の経過その他又他にうとうの問題がガス法が改正されてある事を聞いてるので、その言う資料を集めてどうか、徳島委員会に付託、十分検討される事を節にお願ひする款です)

一九番(渡辺経郎) 本諸願ですが、我が福生町が武陽ガスの設立によつて初めて

一人前の近代都市の性格をおびて来て比喩に我々として喜ばしい次方であるが、たしかに公共性をおびた事業であるし、又一般市民と文化生活の恩恵にえよくされる事であつて、この武陽ガスが發展し長すべき我々議員として又所として、えこれに対してはあらゆる面で御援助すべき性格のものではないかと思ひますが

問題が問題だけに關係する所の委員会によつて公正且明朗な審議をすべきであるとかように思ひます。又唯請願だけで内容がよくわからなかつたが幸にして武陽ガスの事業内容と言うものがあつた程度平えとにあつたらうこの際御意見を願ひたいと思ひます。

三番(田村) 公益事業と言うものは公益事業例と言う法律があるが、この対象にあるのは、電気、工場、ガス事業です。これらはそれ／＼諸官庁、ガスと言うと通産省であるが

それぞれ申請して認可を得ないとこの事業が出来ないので、その内でガスと言う面においては今日では明治七年横濱に石炭ガスによる配管をし、メーターから流し供給を受けると言う方式でこの方式により今日まで来たのが都市ガス方式です。これらのガスの方式はこの近辺に住んでゐるとすぐ東京ガスと言う事を考へるのでガス会社と言うのはそう言うものだろうと言う概念をお持ちであるのできつと、広い目でみると大きなガス会社は東京ガス、大阪ガス、名古屋にある東京ガスだけで後各県、市にあるのは、わりあい小さなガス会社で、たとへばその利用戸数が三千又四千位で四十年間を維持してゐたと言うのがガス会社の実態です。

石炭ガスによるガス方式と言うと石炭ガスを蒸溜すると、長いブークスが大々パーセント位出ます。重油と言うものがブークスが大々量に輸入され、前は終戦後非常にブークスが燃料の

界に活躍してこのコークスはいつなる所に利用されていたか
重油が入つて来てからあらゆる企業界において重油のバー
ナーの発展と共に切り替へられ

以上の考へ方からいえますと各ガス会社のコークスが売
れなくなつたのでガス会社としてはこのコークスを売ると言
う事が大きな利益をえたいといつていた筈です、ところがその
コークスが売れなつたので現段階においてはコークスをさらに
水溶性のガスにいたし今迄石炭からとつていたがガスにま
ぜて流してゐるのが現況です、
考へに言つて省煤力が大
体使つてゐる今迄使つた石炭ガスは大体五パーセントしか一酸
化炭素がふくまれていませんでしたが二次のコークスから蒸溜
する水溶性ガスは三パーセントから三・五パーセント位一酸
化炭素を含んでゐます、これを吸うとそぐに中毒に
又ガス死をする状態であるのであります、

非常に使用者が増えたと言つる半面ガスの中毒者が多つたのです、
大体平均して十五パーセント位の一酸化炭素が含まれてゐると
言つのは石炭を蒸溜した今迄の都市がガス方式による現況
であります、

こつと言つような状態の中にだん／＼燃料のエネルギー界と
言つのは固形燃料から液化燃料、液化燃料から気体燃料と言
うのが世界のすゝせつである、
そう言う中にだんだん固形
燃料からその次の段階に入つて来たのが石油製品ですが
このブタンと言つのは大体プロパンガスと同じですが若干性
質が違ひプロパンガスは液体ですが自然の温度でだん
じん気体になつてゐて管をつたわつて家庭で使用する
筈ですがブタンと言つのは少し温めないと気化しないと
言つ性質があります、この性質を逆に利用すると
電熱器でだん／＼加熱すると液体が気体に、その